

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

テレビショッピングで注文するときは 返品条件をよく確認しましょう

【事例】

テレビショッピングで、「1週間以内なら返品可能」と言っていたマッサージチェアを購入した。うまく使えないので返品を申し出たら、「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。録画していた番組を確認したら、最後に小さい文字で表示されていたが、小さすぎて気づかなかった。



返品できません

【注意点】

- ▼テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介していても、「未開封・未通電に限る」など、さまざまな条件が付いていることがあります
- ▼番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることがあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です
- ▼テレビショッピングなどの通信販売には、クーリングオフ制度はなく、返品については、事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際は、オペレーターに返品条件などをしっかり確認しましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝4月7日⑧13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

1～3月は悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。